

平成 27 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社平和  
代表者名 代表取締役社長 嶺井 勝也  
(コード番号 6412 東証第一部)  
問合せ先 管理本部経営企画グループ  
ゼネラルマネージャー 高木 幹悦  
(TEL. 03-3839-0701)

### 単元未満株式の買増制度導入及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 13 日開催の取締役会において、単元未満株式の買増制度の導入及び平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 47 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 単元未満株式の買増制度の導入について

##### (1) 導入の理由

単元未満株式を保有されている株主さまは当社に対し単元未満株式の買取りを請求することができませんが、今般、株主の皆さまの利便性を図ることを目的として、単元未満株式の買増制度を導入するものです。

##### (2) 買増制度の内容

単元未満株式を保有されている株主さまが、当社に対して、その保有する単元未満株式と併せて 1 単元 (100 株) となる数の株式を売り渡すことを請求し、これを買増することができる制度です。

##### (3) 買増制度導入の条件

単元未満株式の買増制度の導入は、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の当社第 47 回定時株主総会において、定款の一部変更が承認されることを条件としております。

#### 2. 定款の一部変更について

##### (1) 変更の理由

① 会社法第 194 条に規定する単元未満株式の買増制度の導入をいたしたく、定款第 9 条第 4 号及び第 10 条 (単元未満株式の買増し) を新設し、条文の新設に伴い、現行定款第 10 条以下を 1 条ずつ繰り下げるものであります。

② 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号) が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 28 条 (取締役の責任免除) 及び第 36 条 (監査役の責任免除) に所要の変更を行うものであります。

なお、現行定款第 28 条の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(単元未満株式についての権利) 第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 (新設)	(単元未満株式についての権利) 第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) (現行どおり) (2) (現行どおり) (3) (現行どおり) <u>(4) 次条に定める請求をする権利</u>
(新設)	<u>(単元未満株式の買増し)</u> 第10条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。
第10条～第27条 (条文省略)	第11条～第28条 (現行どおり)
(取締役の責任免除) 第28条 (条文省略) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役との間に</u> 、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	(取締役の責任免除) 第29条 (現行どおり) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
(監査役 of 責任免除) 第36条 (条文省略) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外監査役との間に</u> 、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	(監査役 of 責任免除) 第37条 (現行どおり) 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>監査役との間に</u> 、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定) 平成 27 年 6 月 26 日 (金)

定款変更の効力発生日 (予定) 平成 27 年 6 月 26 日 (金)

以 上